

## 第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

### Ⅰ 施策の体系

基本方針	施策の方向	施策の展開
(1) 知ろう みどりを	1. みどりへの関心を深め、ふれあいを進めます	①緑化推進の啓発（みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹）
	2. みどりの知識や大切さを広めます	①緑化思想の普及啓発（くずはの広場・蓑毛自然観察の森） ②里地里山の保全再生及び林業思想の普及（里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター）
(2) 守ろう みどりを	1. 大切な森や林を守り、ゼロカーボンシティの実現をめざします	①既存樹林、樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木、寺社林・屋敷林の保全）
		②地域制緑地の継続（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域等）
③水源の森林づくり		
④自然共生サイトへの登録		
⑤みんなの里（準・生き物の里）の設定		
⑥企業との連携		
⑦生物調査の実施		
2. 大切な田畑を守ります	①農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）	
(3) 創ろう みどりを	1. 誰もがふれあえる緑を増やします	①公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）
		②公園、緑地の整備
		③はだの一世紀の森林づくり構想（里山再生、森林づくり）
④里地里山の保全再生		
2. みどりあふれる都市（まち）をつくります	①まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導	
	②事業所、商店街、住宅地の緑化推進	
3. 心なごむ景観をつくります	①緑豊かな景観形成	
(4) 生かそう みどりを	1. 親しめる水辺をつくります	①みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）
		②みんなの里（準・生き物の里）の設定【再掲】
③名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備		
2. 緑を地域のまちづくりに生かす	①地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定	
	②グリーンインフラ、雨水浸透の活用による災害レジリエンスの向上	
(5) 暮らそう みどりと	1. 市民によるみどりのまちづくりを応援します	①活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）
		①緑化ボランティア活動の場の提供
	2. 協働による施策を進めます	②かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約
		③秦野市みどり基金の充実と活用
		④バイオマスを活用したみどりが循環するまちづくり
⑤森林里山の活用アクションプランによる持続可能な循環サイクルの構築		

## 2 緑地の保全及び緑化推進のための施策

### 基本方針(1) みどりを知ろう

#### 1. みどりへの関心を深め、ふれあいを進めます

みどりの月間や緑化イベント、みどりに関する情報発信を積極的に行い、市民のみどりの重要性や役割などに対する関心を深めていきます。

#### ①緑化推進の啓発(みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹)

- ・「はだのみどりの月間(4月29日～5月31日)」期間中の「くずはの家・春のつどい」、「環境月間(6月)」期間中の苗と種の配布、誕生記念樹の配布を始めとした各種の緑化イベントを継続して実施し、市民の緑化意識の高揚を図ります。
- ・「くずはの家春・秋のつどい」、「市民の日」を緑化思想普及のための事業に位置付け、緑化コーナーの充実を図ります。
- ・くずはの家マスコットキャラクター「もりりん」、ネイチャーポジティブキャラクター「ネポたん」を緑化イベント等へのPRに活用します。
- ・市の木、市の花の紹介や、みどりに関する情報発信を行います。



市の木「さざんか」  
City Tree  
“The Sasanqua”  
昭和47年(1972年)4月1日  
制定



市の木「こぶし」  
City Tree  
“The Magnolia”  
平成17年(2005年)4月23日  
制定



市の鳥「うぐいす」  
City Bird  
“The Bush Warbler”  
昭和47年(1972年)9月1日  
制定



市の花「なでしこ」  
City Flower  
“The Wild Pink”  
昭和47年(1972年)4月1日  
制定



市の花「あじさい」  
City Flower  
“The Hydrangea”  
平成17年(2005年)4月23日  
制定



くずはの家  
マスコットキャラクター  
「もりりん」

## 2. みどりの知識や大切さを教えます

森林・河川・湖沼・畑などの自然環境とのふれあいを通して、みどりの関心を高めることにより、市民のみどりの重要性や役割などに対する理解を深めていきます。

### ①緑化思想の普及啓発（くずはの広場・蓑毛自然観察の森・エコスクール）

- ・「くずはの広場」、「蓑毛自然観察の森」、「弘法山公園」、「県立秦野戸川公園」を自然観察の拠点として位置付けます。自然環境とのふれあいを通して、市民がみどりの重要性や役割などに対する理解を深められるよう、これら拠点の利活用を図ります。
- ・「くずはの広場」の中心的な施設である「くずはの家」において開催している探鳥会・昆虫教室・植物観察会などの充実を図り、より多くの市民の参加を得るように努めます。
- ・「はだのエコスクール」など、学校や地域で実践的な環境教育・学習の場を作ります。
- ・河川浄化月間等での継続的な美化活動を通じて、河川浄化に対する意識を啓発します。



はだのエコスクール「教室編」



はだのエコスクール「フィールド編」

## ②里地里山の保全再生及び林業思想の普及（里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター）

- ・里地里山の保全再生及び林業思想の普及の場として、「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」の活用を図ります。
- ・小学校での里地里山環境学習の推進を図ります。
- ・木と触れ合う機会を創出し、秦野産材の活用を推進し、森林林業に対する普及啓発及び森林循環サイクルの構築を図ります。



里山ふれあいセンター



表丹沢野外活動センター

## 基本方針(2) みどりを守ろう

### 1. 大切な森や林を守り、ゼロカーボンシティの実現をめざします

祖先から受け継いだ様々な恵みをもたらす森林をより健全な形で子々孫々に継承するため、適正な維持管理に努め、人と自然が共生した秦野らしさのある森林づくりを進めます。

また、森林等が光合成により二酸化炭素を吸収・固定する機能を有することを踏まえ、森林の保全・適正管理を通じてゼロカーボンシティの実現に寄与します。

#### ①既存樹林、樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木、寺社林・屋敷林の保全）

- ・自然環境の保全と良好な居住環境を確保するため、「秦野市みどり条例」に基づき、樹林保全地区及び保存樹木を指定します。
- ・樹林保全地区の所有者の高齢化や樹木の生長に伴い適正な管理が困難となっていることから、維持管理に必要な奨励金の交付や、必要に応じて地権者・整備団体・市の三者契約による整備支援を行います。
- ・農地景観や農地と一体となって穏やかな田園景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用し、維持管理に必要な支援を行います。



樹林保全地区の樹林



樹林保全地区の樹林



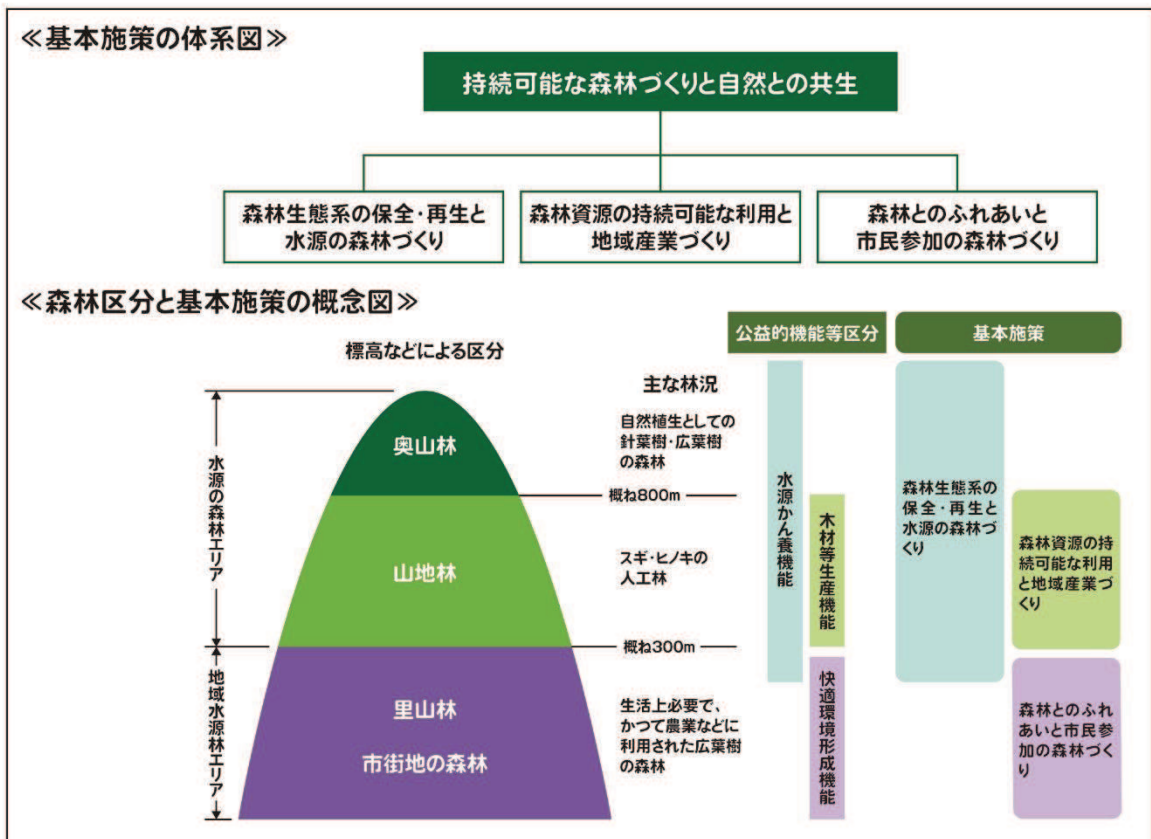
保存樹木

#### ②地域制緑地の継続（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域、保安林）

- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園の登山道・トイレ等の施設整備や維持管理、自然公園の適正利用の促進を図り、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として保全します。
- ・豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて保全することが必要な区域として、三廻部浅間山、菩提向山、田原・蓑毛の自然環境保全地域の指定を継続します。
- ・既に指定されている保安林区域について、今後も多面的な機能が発揮できるよう、土地所有者に対して適切な維持管理を促します。

### ③水源の森林づくり

- ・ 県と連携して実施している「水源の森林づくり事業」において、県の定める水源の森林エリア内で実施する森林の整備（枝打・除間伐）に対して補助を実施します。
- ・ 林業活性化のため、多くの市民に生涯を通じて木と触れ合う機会を創出する「木のある暮らしづくり事業」を展開します。
- ・ 森林、林業を担う県西の一大拠点となる「羽根森林資源活用拠点（仮称）」の整備を進めます。



### ④自然共生サイトへの登録

- ・ 動植物の生息地又は生育地としての特性を持ち、生物多様性の保全にとって重要な地域については、OECMや自然共生サイトの認定取得を推進します。
- ・ 企業や各種団体が主体となって OECM や自然共生サイトへの認定を進める場合については、必要に応じて維持管理の支援を検討します。

### ⑤みんなの里、準・生き物の里の設定【新規】

- ・ 生物多様性をより身近に感じられる場所として「みんなの里」、「準・生き物の里」を設定します。
- ・ エリアの維持管理、生き物の観察マナーの発信等を地域住民と協働で行っていきます。
- ・ エリア内で特に生物多様性が保全されている場所を「準・生き物の里」として設定します。

## ⑥企業との連携

- ・ネイチャーポジティブ自治体認証を生かし、企業との連携を深め、大切なみどりと生物多様性の保全再生を図ります。



ネイチャーポジティブ自治体認証書授与式

## ⑦生物調査の実施

- ・団体等と協力して生物調査を継続実施し、生物多様性に関わる様々な施策に活用します。また、特定外来生物の駆除等に努め、生物多様性の保全再生を図ります。

## 2. 大切な田畑を守ります

田畑は、ゆとりある市内のオープンスペースとして保全すべき貴重な空間であることから、生産緑地制度の活用等による農地の保全、農地バンク（農地中間管理事業）による農業の振興に努めます。

### ①農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）

- ・市街化区域内の農地については、生産緑地地区への追加指定を周知し、生産緑地の拡大・維持に努めます。
- ・農業振興地域農用地区域については、農業生産の場として緑地の永続性が高いため、優良農地として確保及び保全します。必要に応じて、農用地区域への編入等を検討します。
- ・農地バンク（農地中間管理事業）を通じ、農業の担い手等への農地利用の集積・集約化を図り、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進します。【新規】
- ・市民農園（ふれあい農園、さわやか農園）、コミュニティ農園、生ごみ持ち寄り農園等の市民が農業とふれあえる場所を確保します。新たな市民農園の開設に関する相談支援等を行います。
- ・ハイキングと農産物収穫体験を組み合わせた農園ハイクを実施し、健康増進と地域の魅力を味わえる体験を推進します。
- ・地域農業の活性化や人々の憩いの場及び観光拠点として、農村公園の適切な維持管理に努めます。
- ・観光関連の事業と連携し、農家民泊やワーキングホリデー等のグリーンツーリズム・エコツーリズムの実施を検討します。
- ・鳥獣被害防止を通して、人と動物の共生を図り、生物多様性の保全に努めます。

## 基本方針(3) みどりを創ろう

### 基本方針(3) みどりを創ろう

#### 1. 誰もがふれあえる緑を増やします

都市公園、都市緑地、都市公園以外の公共施設緑地など、誰もがふれあえる緑を増やします。また、50年かけて荒廃した森林を再生し、さらに50年かけて整備された森林をつくる「はだの一世紀の森林（もり）づくり構想」を推進します。

#### ①公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）

- ・環境創出行為などに伴う提供緑地を公共施設緑地に位置付け、継続的な維持管理に努めます。
- ・秦野市浄水管理センター敷地内のなでしこ運動広場は、下水道処理施設の機能を増設するまでの間、スポーツ広場として活用し、樹木の剪定やグラウンドの草刈、テニスコートの不陸整正などの整備を行います。
- ・地域の緑の拠点として民間事業所の模範となるような緑化を推進します。また、オープンスペースのある公共施設は、多様な生き物の生息に配慮した工夫を行い、緑や生き物にあふれた環境を創出していきます。
- ・小学校・中学校の老木や樹高の高い樹木に対して安全確保を図るとともに、緑化の充実化に努めます。また、公園などに接する場合は一体的整備と管理を進め、地域のコミュニティの場及び防災拠点として位置付けていきます。
- ・震生湖周辺の樹林地や湿性草地は、自然の姿を身近に感じることができるとともに、動植物の貴重な生息・育成環境であり、地学的に国内で最も新しい自然湖のひとつであるため、この豊かな自然環境を保全し、良好な景観を維持していきます。
- ・道路や駅前広場について、生き物の生息移動空間の形成にも配慮した緑化を推進します。また、景観と利用者利便性に配慮し適切な維持管理に努めます。
- ・河川の改修・整備の際には、河川を身近に感じられるものとするため、河川敷の親水化等を検討します。河川周辺の草地や樹林地などについて、自然景観の貴重な要素、また豊かな生物相の緑地として保全していきます。
- ・四十八瀬川・葛葉川・金目川・室川・大根川を河川緑地として位置付け、自然環境に調和した整備及び生物多様性に配慮した多自然護岸及び工法の採用を河川管理者に対して要望します。

#### ②公園、緑地の整備

- ・住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）について、計画的に更新を行い、誰もが安心して快適に利用できる公園の提供に努めます。街区公園の設置に際しては、環境創出行為等による公園整備のほか、周辺の公園設置状況や地域における利用目的を踏まえて整備します。

- ・公園施設の老朽化等が進んだ公園については、予防保全の観点から施設の更新を行うとともに、公園再生構想に基づき、地域や利用者のニーズを反映しながら再生を図ります。
- ・都市基幹公園（総合公園、運動公園）であるカルチャーパークは、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場として、施設の充実と利用の促進を図ります。秦野市カルチャーパーク内の総合体育館は、秦野市地域防災計画で広域避難場所に位置付けられているため、災害時には指定管理者と協力して復旧を行います。
- ・特殊公園（風致公園）である今泉名水桜公園は、水辺景観の拠点として、周辺の桜やせせらぎなど憩いを与える公園の維持管理に努めます。
- ・特殊公園（歴史公園）である桜土手古墳公園については、園内樹木の樹勢の衰えや施設の老朽化が見られることから、公園活性化事業を実施するとともに施設の適切な維持管理に努めます。
- ・広域公園（県立秦野戸川公園）について、県による今後の未整備区域の本格的な整備が実現するよう県に働きかけるとともに、表丹沢魅力づくり構想など、本市の将来的な都市像の実現に係る一拠点により一層なるよう、県に要望します。
- ・市街化区域内又はその周辺に存在する良好な自然的環境を活用することにより、市民の日常生活にうるおいを与え、都市環境の保全と回復を図るため、都市緑地の保全に配慮します。

### ③はだの一世紀の森林づくり構想（里山再生、森林（もり）づくり）

- ・「はだの一世紀の森林（もり）づくり構想」を基に、奥山林、山地林、里山林、市街地の森林それぞれに合った保全整備を進め、環境・防災・景観など、多面的な機能を備えた健全で持続可能な森林（もり）づくりを進めます。
- ・「秦野市植樹祭」を実施し、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を支援することで、秦野らしい森林（もり）づくりを進めます。

#### ④里地里山の保全再生

- ・ 荒廃した里地里山の拡大を防ぐため、「里山ふれあいの森づくり事業」を実施し、里山保全活動団体との協働・支援制度の充実を図ります。
- ・ 里山ボランティア活動団体により構成されている「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」において、地区別での意見交換会や全体視察研修、里地里山フォーラム等を実施し、団体間の交流の促進、連携を図ります。
- ・ 森林里山に対する基礎的な知識と技術を習得し、里山保全に対する意識の高揚や充実を図ることを目的に、ボランティア養成研修講座を実施します。



しいたけのホダ木づくり



里山ボランティア養成研修

## 2. みどりあふれる都市（まち）をつくります

「都市緑地保全法」、「秦野市まちづくり条例」、「秦野市景観まちづくり条例」等に基づき、緑化指導、民間施設の緑化を促進し、みどりあふれる都市（まち）をつくります。また、緑化の推進に重点的に配慮を加えるべき地区を、必要に応じ緑化重点地区として設定します。

### ①まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導

- ・ 事業者等の環境創出行為に対して、「秦野市まちづくり条例」に基づく緑化指導（プレイロット及び緑地の設置）を行います。
- ・ 工場立地法及び神奈川県みどりの協定実施要綱に該当する開发行為に対して、環境創出行為の事前協議において、協定の締結等を指導していきます。
- ・ 緑化指導の対象となる環境創出行為の規模や指導の内容について検討し、郷土樹種である照葉樹の植栽や景観・生き物の生息環境に配慮した緑化を指導します。

### ②事業所、商店街、住宅地の緑化推進

- ・ 盆地のほぼ中央に集中する工業系地域の工場や事業所について、開发行為時に限らない自主的な緑化を促進し、地下水かん養の促進をするとともに、うるおいとやすらぎのあるまちなみの形成を図ります。事業所などに対する緑化思想の普及啓発事業と合わせ、地域の環境の向上に貢献できる緑化の事例を示す施策を展開します。

- ・限られた空間を生かした緑化を進め、商業地整備時には、ポケットパークの設置等みどりに包まれたうらおいと活気のある商業地の創出を図ります。  
屋上・壁面・ベランダなどの利用により、花や樹木を用いた明るい華やぎのある空間を作り出します。さらに、主要な交差点や歩道沿いにスポット的にシンボルツリーの植栽や花壇を設置するなど、景観の向上を図ります
- ・住宅地については、樹木の植栽、ベランダでの草花の植栽など、緑化啓発を行うことで自主的な緑化を促進します。
- ・傾斜地や丘陵地における開発行為に対しては、景観の保全の観点からも、地域の特性に応じて高い割合の緑地を残せるよう、設計段階から保全計画を取り入れ、施工方法にも配慮を行い、緑地保全型の開発となるよう誘導します。また、保全された緑地は、事業主と緑地協定を締結するなど、その担保性を高めるための配慮を行います。
- ・日常的なオープンスペースとして利用されている寺社境内地、広く市外の人々にも利用されているゴルフ場4箇所を民間施設緑地に位置付けます。
- ・企業所有地、個人所有地、空き地等の民有地を緑地空間（オープンスペース）として有効利用するため、「市民緑地契約制度<sup>※1</sup>」や「市民緑地認定制度<sup>※2</sup>」の活用を推進します。

### 3. 心なごむ景観をつくります

「ふるさと秦野生活美観計画」などの環境配慮事項をもとに、秦野らしい自然的景観や歴史・文化的景観との調和がとれた緑豊かな景観づくりを進めます。

#### ① 緑豊かな景観形成

- ・「秦野市景観まちづくり条例」に基づき、本市の豊かな自然、歴史・文化等、地域特性を生かした景観まちづくりを推進します。
- ・「ふるさと秦野生活美観計画」などの環境配慮事項をもとに、山並みなどの豊かな自然や文化的資産との景観の調和に努めます。
- ・農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林について、樹林保全地区等の制度を活用し、保全に努めます。

※1 「市民緑地契約制度」

地方公共団体又はみどり法人等が土地等の所有者と契約を締結して市民緑地を設置管理する制度。（都市緑地法第55条）

※2 「市民緑地認定制度」

民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき市民緑地を設置管理する制度。（都市緑地法第60条）

## 基本方針(4) みどりを生かそう

### 1. 親しめる水辺をつくります

葛葉緑地、みずなし川緑地、秦野盆地湧水群などの保全・整備を推進し、自然とのふれあいの場として活用していきます。

#### ①みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）

- ・本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、自然と人の共生を考慮したつながりのある水とみどりのネットワークを形成します。また、整備に当たっては、意見公募や検討会により、市民の多様な要望を取り入れていきます。
- ・はだの表丹沢森林セラピー基地、森林セラピーロード、ハイキングコースを維持管理し、自然とのふれあいの場として積極的に活用します。【新規】

#### ②みんなの里、準・生き物の里の設定【再掲】

- ・生物多様性をより身近に感じられる場所として「みんなの里」、「準・生き物の里」を設定します。
- ・エリアの維持管理、生き物の観察マナーの発信等を地域住民と協働で行っていきます。
- ・エリア内で特に生物多様性が保全されている場所を「準・生き物の里」として設定します。

#### ③名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備

- ・全国名水百選に選定されている「秦野盆地湧水群」及びその周辺緑地を含む水辺の整備、里地里山に接する谷戸田を生き物の里に指定し、生き物の里管理団体と連携を図りながら保全管理に努めます。

#### 「キーワード」de コラム I

##### 「森林セラピー」とカラダをリフレッシュ

森林セラピーとは、心と身体健康維持・増進、病気の予防の効果が、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のことです。

令和2年(2020年)3月に特定非営利活動法人森林セラピーソサエティによる生理・心理実験を実施した結果、本市の全域が「はだの表丹沢森林セラピー基地」として、さらに、秦野市の魅力を体感できる5つの散策コースが「森林セラピーロード」として認定されています。

里山の自然の癒しを「見る」「聴く」「嗅ぐ」「触る」「味わう」の五感を働かせて体感することができます。

今後は、このような里山及び森林資源の多面的な活用について、積極的に推進していきます。

主なコース	くずは峡谷コース
総延長距離(高低差)	約1.9km(41m)
主な植物	コナラ、エノキ、エリシソウ、ウバユリ、キバナアキギリ
主な生き物	カブトムシ、ハグロトンボ、カワセミ、ヤマガラ、カジカガエル
主な周辺スポット	くずはの家、葛葉川、くずはのつり橋、とんぼのせせらぎ、露頭



出典：第3次秦野市環境基本計画

## 2. 緑を地域のまちづくりに生かす

景観上重要な樹木の保全、災害拡大防止機能を有する緑の保全、雨水貯留・浸透の活用など、緑が持つ多様な機能を活用して地域のまちづくりに生かします。

### ①地域のシンボリックな樹木を景観重要樹木に指定

- ・景観法及び秦野市景観まちづくり条例に基づき、地域のランドマークとなっている樹木、鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるものを景観重要樹木として指定します。

### ②グリーンインフラ<sup>※</sup>、雨水浸透の活用による災害レジリエンスの向上【新規】

- ・社会資本整備に当たっては、グリーンインフラの考え方を踏まえ、みどりが持つ機能を都市の防災・減災対策、ヒートアイランド・暑熱対策に活用します。

---

※ 「グリーンインフラ」

公園、森林、河川などの自然環境が持つ多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を、防災・減災や地域活性化などの社会資本整備に活用する考え方。

## 基本方針(5) みどりと暮らそう

### 1. 市民によるみどりのまちづくりを応援します

地域の緑化を進める団体や都市公園の美化及び維持管理を行う団体に対し、補助金等による支援を継続するとともに、新たな団体の育成を図り、住民活動の輪を広げ、みどりの基本計画推進の円滑化を図ります。

#### ①活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）

- ・公園愛護会、公園里親制度により、公園の花壇や広場の管理をする団体に対して、花の苗や物品の支給等の支援を行います。
- ・里山保全活動団体、環境ボランティア団体等への運営補助や環境活動への支援などを行います。

### 2. 協働による施策を進めます

県、市、市民、各種団体、事業者等と連携し、みどりの基本計画推進の円滑化を図ります。

#### ①緑化ボランティア活動の場の提供

- ・アダプト制度※を活用して市民の協力を得ながら緑化を進め、水と緑とが一体となったレクリエーション空間、生き物の移動空間を形成します。

#### ②かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約

- ・「公益財団法人かながわトラストみどり財団」と「かながわトラストみどり基金」が一体となって展開しているかながわのナショナル・トラスト運動による緑地保存地域第1号「葛葉川周辺の緑地」について、公益財団法人かながわトラストみどり財団、県、市及び市民が一体となって緑の保全に努めていきます。

#### ③秦野市みどり基金の充実と活用

- ・秦野市みどり基金については、駅連絡所等市内8箇所に募金箱を継続設置し、各イベント開催時にはもりりんグッズを販売するなど、みどり基金の財源を確保します。

※「アダプト制度」

市民や団体が地域の公共スペース（道路、公園、河川など）を「養子のように面倒を見る」という精神で、ボランティア活動として美化や清掃、緑化などを手掛ける制度です。

#### ④バイオマスを活用したみどりが循環するまちづくり

- ・木材の製品利用やその未利用材の普及促進を図り、森林資源の循環サイクルを構築し、里山の保全を行います。

#### ⑤森林里山の活用アクションプランによる持続可能な循環サイクルの構築

- ・森林・里山の健全化のために、「植樹」・「育樹」・「活樹」に取り組み、森林整備と木材活用の持続可能な循環サイクルを構築します。

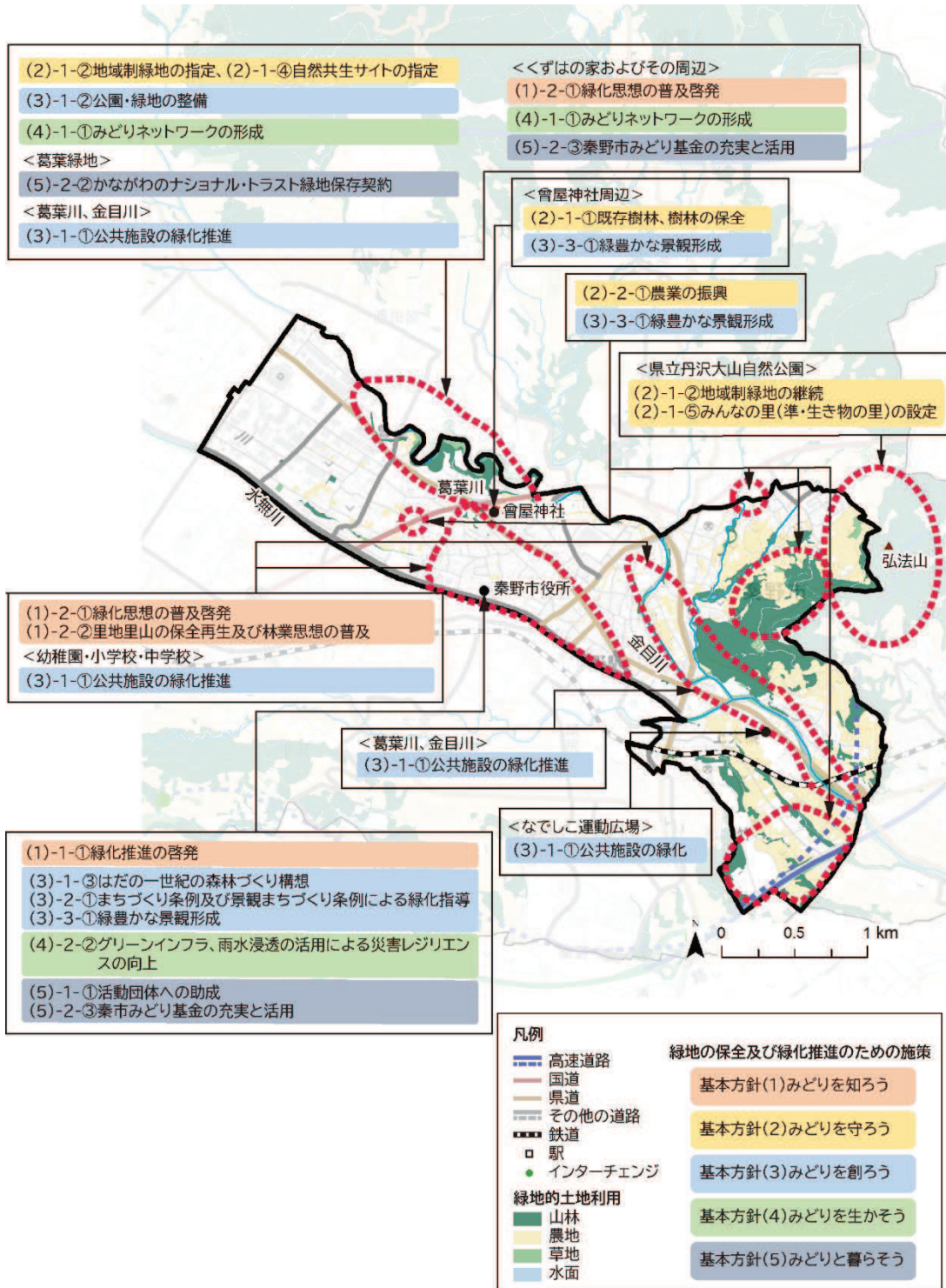
### 3 地区別の取り組み

#### (1) 本町地区

- 商店街や大型小売店舗が立地し、市役所を始めとした各種公共・公益施設も充実した本市の中心市街地となっています。
- 地区内には水無川、金目川、葛葉川が流れ、東側には弘法山や県立丹沢大山自然公園などの豊かな自然があります。弘法山周辺農地を活用した花のある観光地づくりが行われています。
- 地区東部及び南部等には農地が広がっています。
- 井之明神水湧水（曾屋神社）や、市役所前から本町小学校前の市道6号線歩道に湧水を活用したせせらぎがあります。
- 弘法山周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場の創出をします。

本町地区

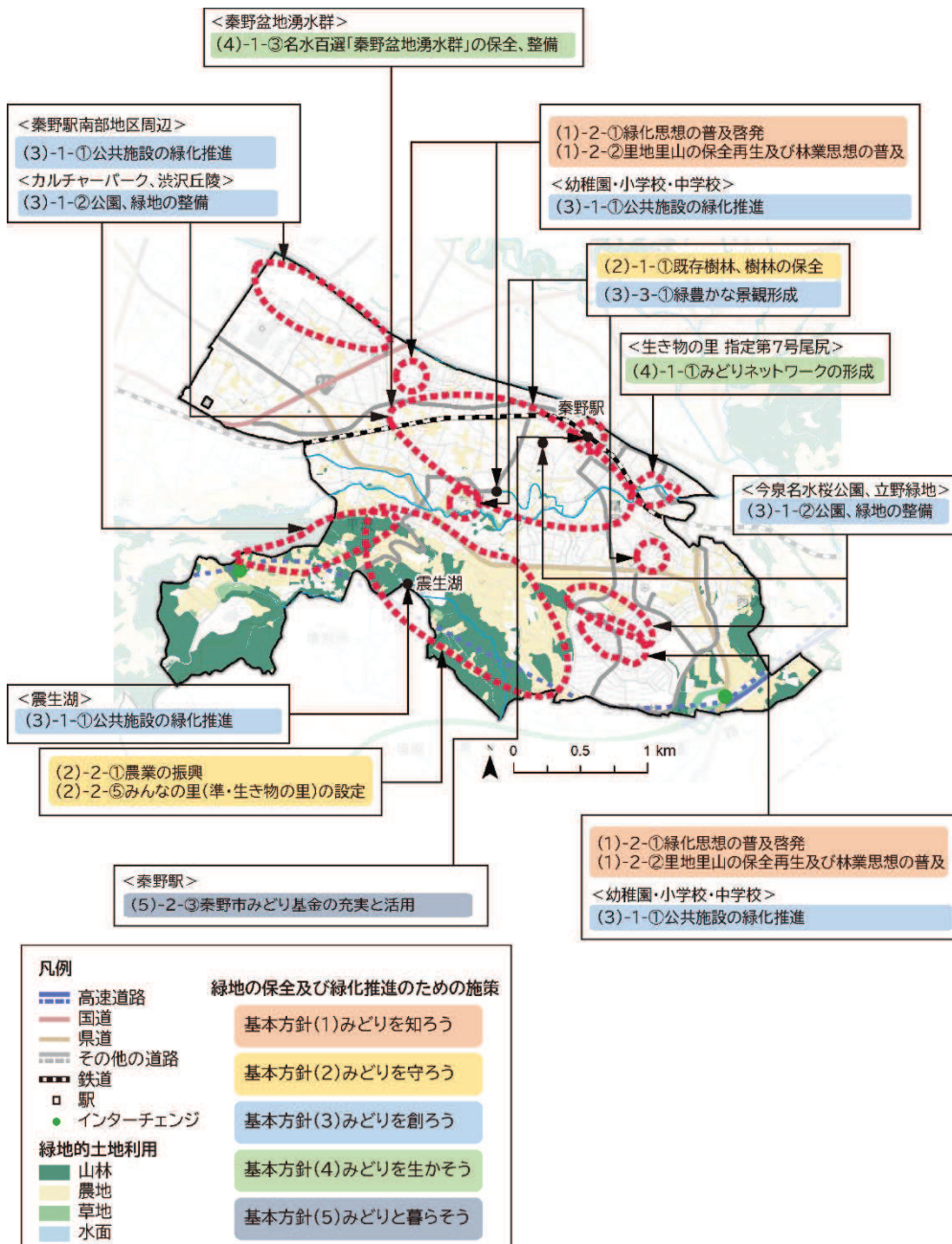
「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています



## (2) 南地区

- 小田急線秦野駅を中心に市街地を形成しており、多くの生産緑地があります。
- 秦野市カルチャーパークには、秦野中央運動公園や文化会館、図書館、総合体育館など、本市の文化・スポーツ施設が集積しています。
- 地区内には「はだの桜みち」をはじめとして、秦野市カルチャーパーク、震生湖、今泉名水桜公園など、桜のスポットが多くあり、人を呼び込める貴重な資源となっています。
- 今泉あらい湧水公園や弘法の清水をはじめ、名水百選に選ばれた湧水があります。
- 震生湖周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。
- 地区内を流れる室川沿いには良好な樹林地があります。

南地区 「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています

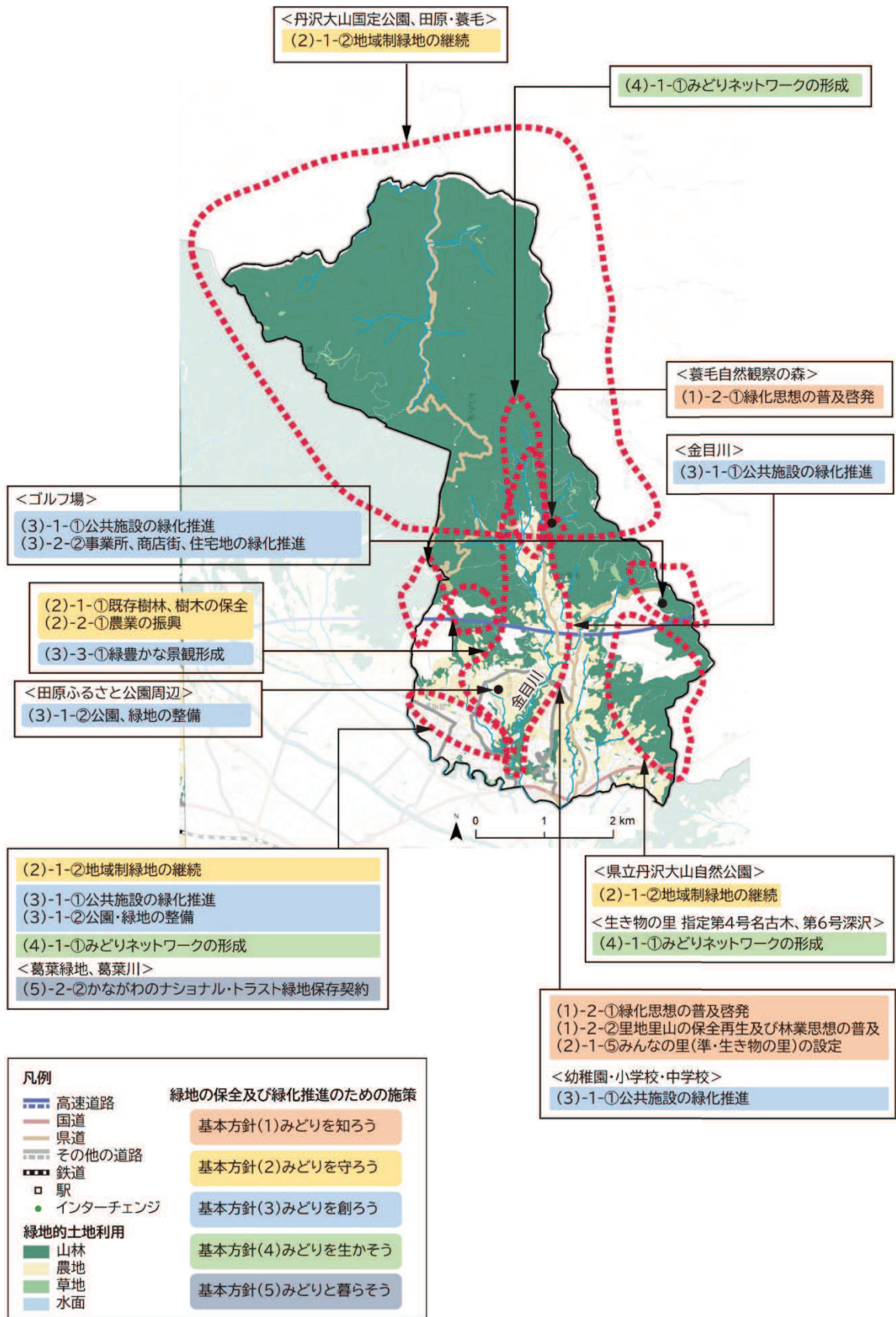


### (3) 東地区

- 丹沢から続く樹林地や農地、金目川や葛葉川などを背景とした豊かな自然が広がっており、市街地は比較的地形の緩やかな地区の南側に広がっています。
- 地区北部及び東部は丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の指定により自然環境が保護され、市街地周辺には豊かな田園風景が広がっています。その中に東田原中丸遺跡や源実朝公御首塚などの歴史資源が数多く存在するほか、春嶽湧水や護摩屋敷の水など、湧水も豊かです。
- 首都圏自然歩道やハイキングコースが設定され、また、自然観察の森があり、丹沢の自然とのふれあいを楽しむことができます。
- 地区南部の住宅地の中に葛葉峡谷のまとまった緑が残されています。
- 地区東部に「つなぐ棚田遺産～故郷の誇りを未来へ（ポスト棚田百選）」に選定された名古木棚田群があるとともに、生き物の里指定地が2箇所あり、多様で希少な生物が生息しています。
- 蓑毛自然観察の森、春嶽湧水、田原ふるさと公園周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

東地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています

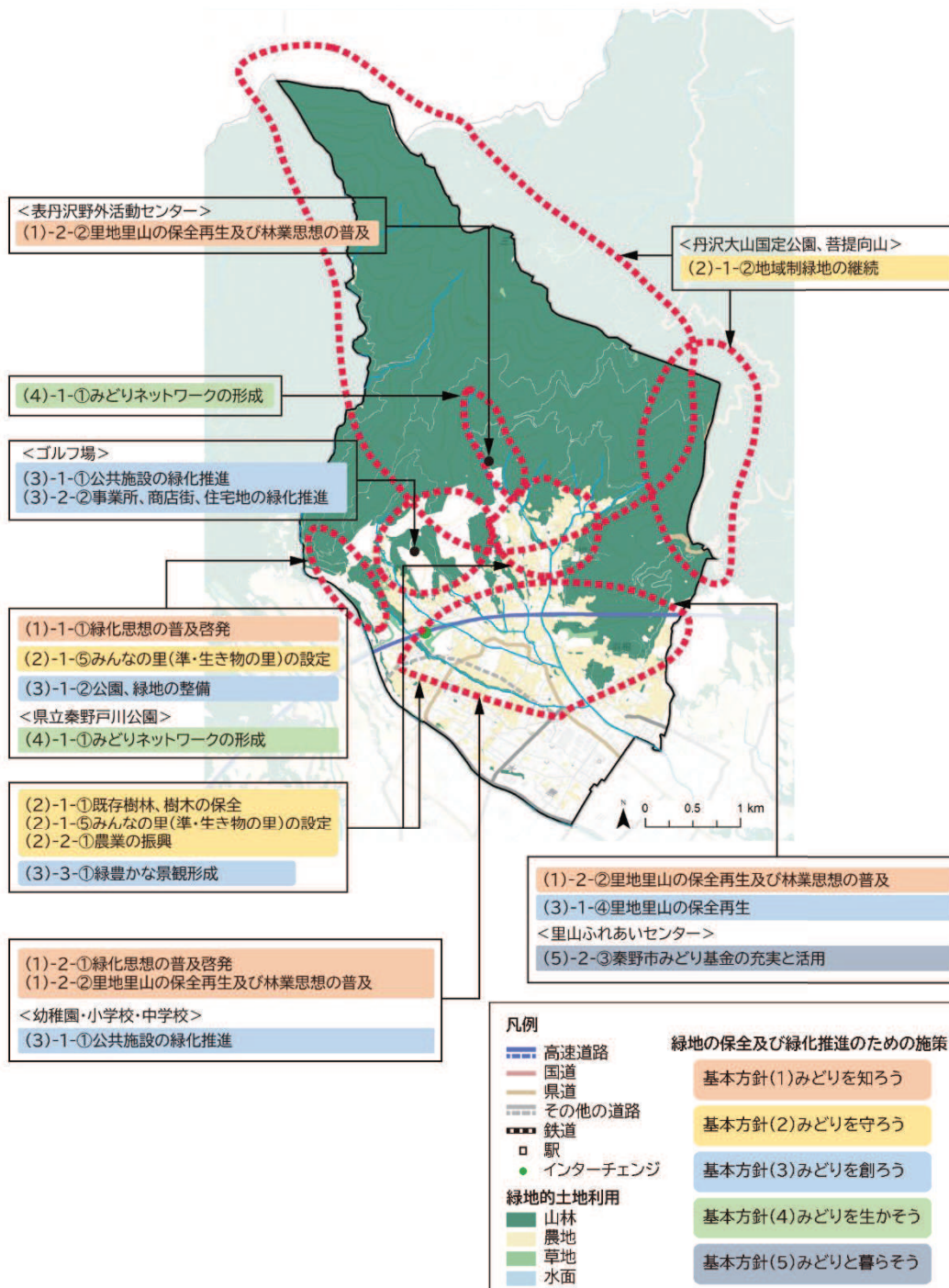


#### (4) 北地区

- 土地利用の約75%が樹林地・農地等で、丹沢の森林や農地が広がる良好な自然景観となっており、石仏などの歴史的資源が点在しています。
- 地区内を流れる葛葉川や新田川は良好な河川環境を有しており、ホタルやカモなどの生息環境となっています。
- 地区西部では、丹沢の自然を活用した広域公園となる県立秦野戸川公園があります。
- 戸川公園や森林セラピーロード周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

北地区図

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています

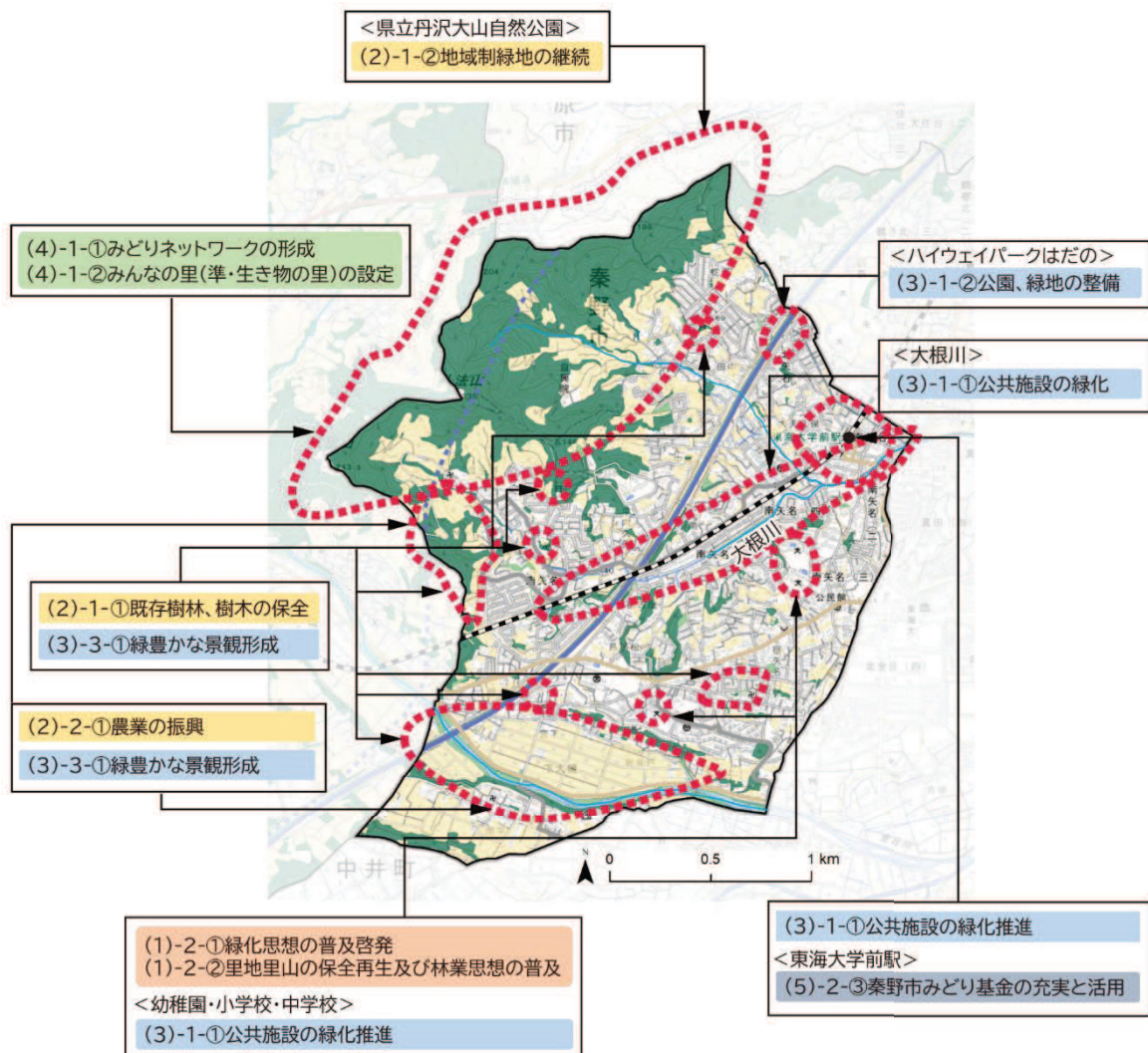


## (5) 大根地区

- 地区内には、東海大学前駅があり、駅周辺は商業地となっています。
- 秦野盆地の外にあり、弘法山の南面に位置し、市街地を取り囲むように樹林地や農地が広がっています。
- 道祖神、地蔵、東光寺などの歴史的資源が地域の中に点在しています。
- 弘法山は、大根地区のシンボリックな緑地となっています。
- 弘法山周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

### 大根地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています



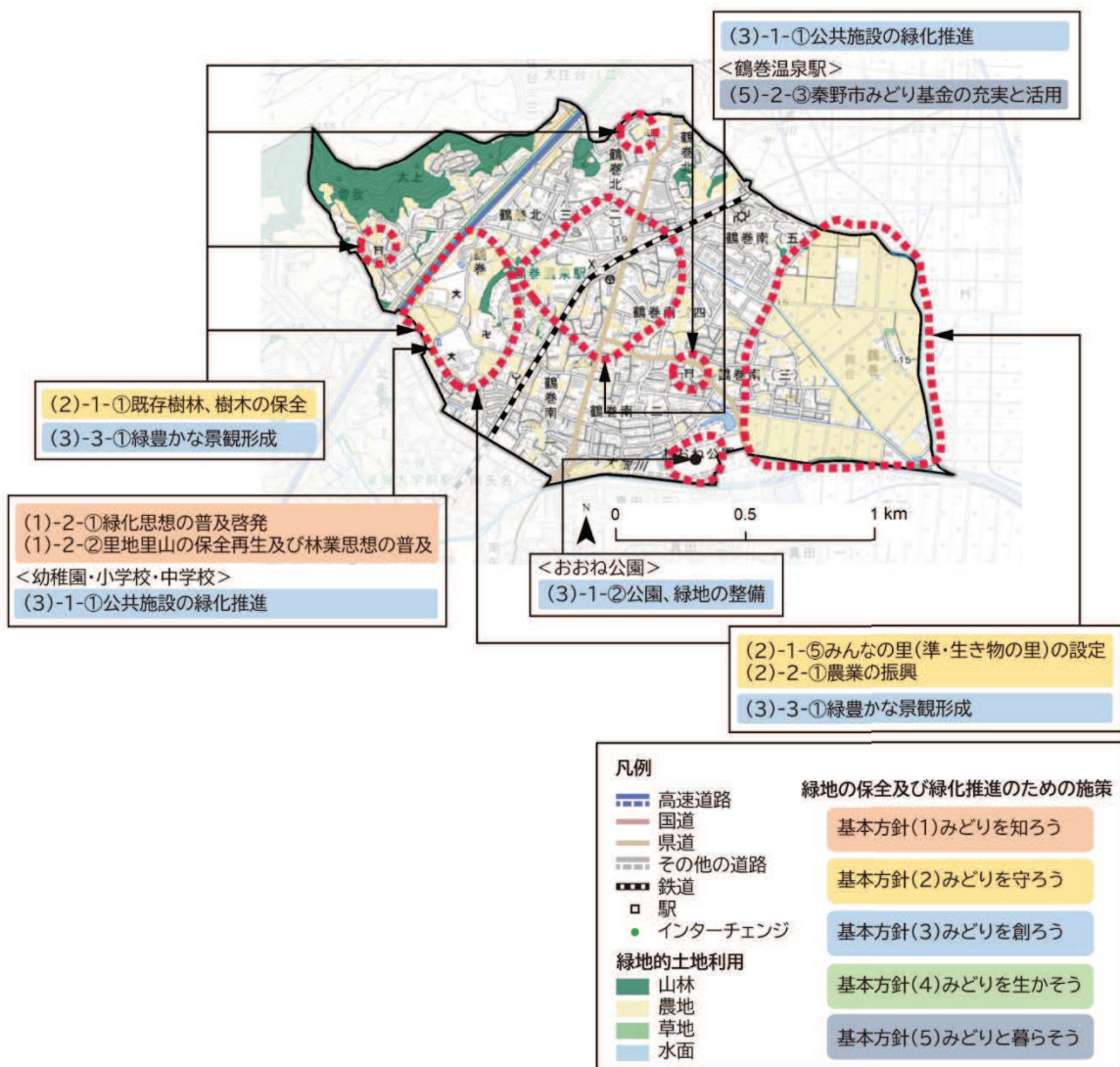
凡例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>高速道路</li> <li>国道</li> <li>県道</li> <li>その他の道路</li> <li>鉄道</li> <li>駅</li> <li>インターチェンジ</li> </ul>	<b>緑地の保全及び緑化推進のための施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針(1)みどりを知ろう</li> <li>基本方針(2)みどりを守ろう</li> <li>基本方針(3)みどりを創ろう</li> <li>基本方針(4)みどりを生かそう</li> <li>基本方針(5)みどりと暮らそう</li> </ul>
<b>緑地的土地利用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>山林</li> <li>農地</li> <li>草地</li> <li>水面</li> </ul>	

## (6) 鶴巻地区

- 本市の最も東側に位置し、秦野盆地の外にあり、伊勢原市や平塚市と隣接しています。
- 市街地内には、県の天然記念物に指定されている鶴巻の大ケヤキや社寺林を中心とした良好な緑が残され、温泉地という地域特性があります。
- 隣接する伊勢原市との接続地には、広範な田園が存在しています。
- 地区東部の善波川沿いの鶴巻あじさい散歩道周辺を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

### 鶴巻地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています

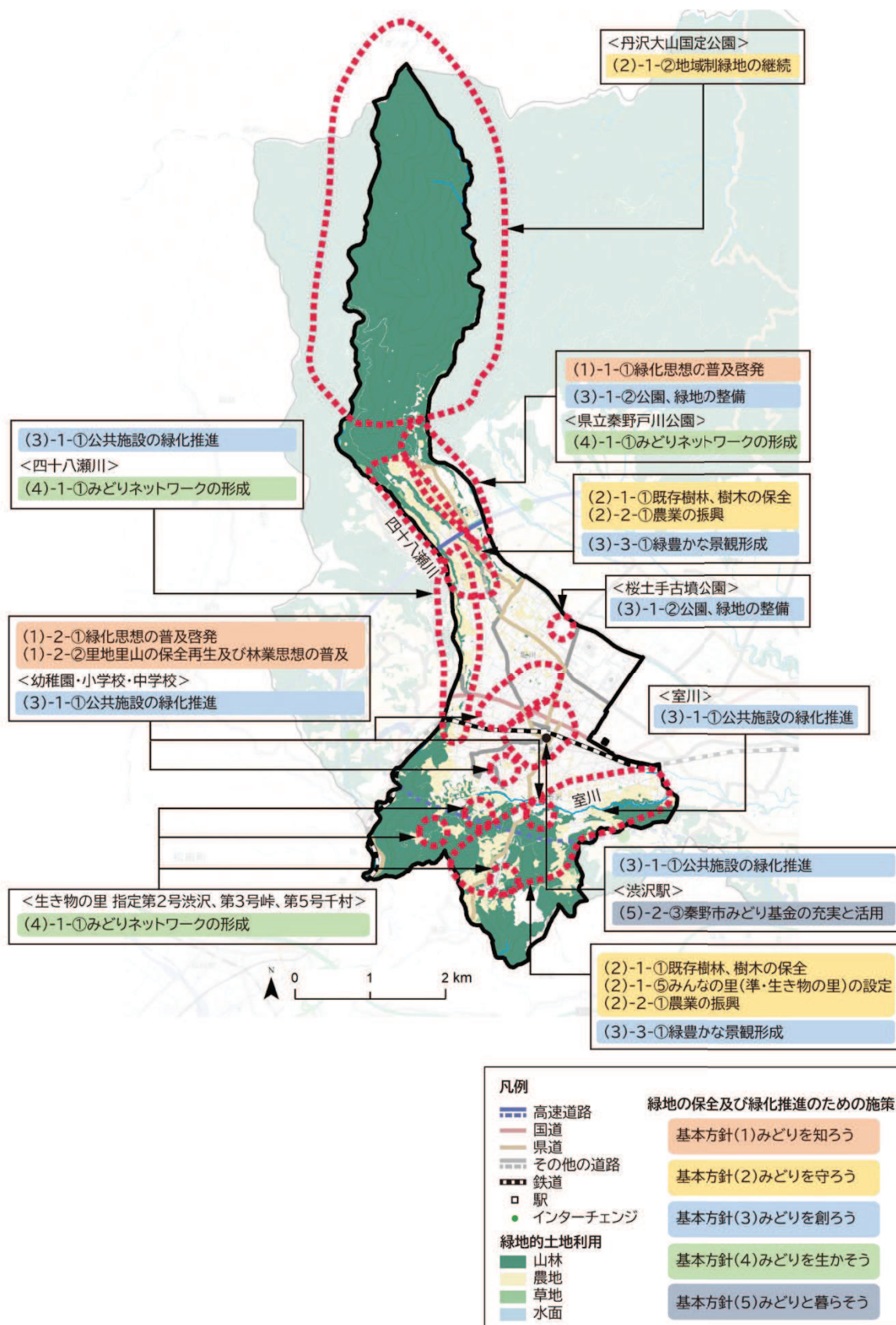


## (7) 西地区

- 渋沢駅を中心とした市街地が広がり、各種商業・業務施設が立地しています。
- 堀山下地区の南部には規模の大きな工場も立地する工業地が形成されています。
- 渋沢駅周辺は、計画的なまちづくりによる良好な都市基盤が整備され、生活サービス施設が立地し、豊かな生活環境が整っています。
- 上地区との境界を流れる四十八瀬川は良好な水辺環境を有しており、地区のシンボリック的存在となっています。
- 渋沢丘陵の豊かな自然が広がっており、多様な生物の生息環境として「生き物の里」に指定されています。
- 本市の中でも農業が盛んな地域であり、「ふれあい農園」などの観光農業も行われています。
- 頭高山、室川源流湧水群周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。
- 表丹沢と渋沢丘陵を様々な要素のみどりネットワークで結び付け、地域の魅力を向上させます。
- 地区に流れる室川は、穏やかな流れであり、蛍の生息において良好な環境を保っています。

西地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています



## (8) 上地区

- 秦野市の最も西側に位置し、地区面積の約80%が農地・山林で、豊かな自然の中に集落が点在しています。
- 西地区との境界を流れる四十八瀬川は良好な水辺環境を有しており、地区のシンボリック存在となっています。
- 地区北部は丹沢大山国定公園に指定され、豊かな自然が保護されています。
- 表丹沢県民の森では豊かな丹沢の自然と触れ合うことができます。
- 柳川や三廻部などの谷戸田ではホタルの生息環境が残されており、柳川地区の谷戸田は「生き物の里」の第1号に指定されています。
- 柳川や四十八瀬川周辺地域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

上地区 「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています

